

「印紙税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(金融機関等の本支店、出張所等が移転した場合)</p> <p>第97条 法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の規定により承認を受けた金融機関等の本支店、出張所等が、当該承認を受けた日以後に移転した場合における当該移転の日から当該移転の日の属する課税期間（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の末日までに作成する預貯金通帳等については、同条第4項の規定により当該課税期間の開始の時に作成されたものとみなされるのであるから、改めて印紙税を納付する必要がないことに留意する。</p> <p>(注) 法第12条第1項の承認は、<u>預貯金通帳等を作成しようとする場所の所在地ごとに与えるものであるから、同項の規定により承認を受けた金融機関等の本支店、出張所等が移転した場合には、当該移転の日の属する課税期間の翌課税期間以後に当該移転後の場所の所在地において作成しようとする預貯金通帳等について改めて同項の承認を受けなければ、同条の規定は適用されないことに留意する。</u></p> <p>(金融機関等の支店、出張所等が新設された場合)</p> <p>第98条 新設された金融機関等の支店、出張所等が、当該金融機関等の他の支店、出張所等において法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の規定による承認を受けた預貯金通帳等をそのまま当該新設の日の属する課税期間内において引き続き使用する場合における当該預貯金通帳等については、当該承認に係る期間の開始の時に作成されたものとみなされるのであるから、改めて印紙税を納付する必要はないことに留意する。</p>	<p>(金融機関等の本支店、出張所等が移転した場合)</p> <p>第97条 法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の規定により承認を受けた金融機関等の本支店、出張所等が、当該承認を受けた日以降最初に到来する4月1日から翌年3月31日までの期間内に移転した場合における移転後当該期間内に作成する預貯金通帳等については、同条第4項の規定により当該期間の開始の時に作成されたものとみなされるのであるから、改めて印紙税を納付する必要がないことに留意する。</p> <p>(金融機関等の支店、出張所等が新設された場合)</p> <p>第98条 新設された金融機関等の支店、出張所等が、当該金融機関等の他の支店、出張所等において法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の規定による承認を受けた預貯金通帳等をそのまま引き続き使用する場合における当該預貯金通帳等については、当該承認に係る期間の開始の時に作成されたものとみなされるのであるから、改めて印紙税を納付する必要はないことに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>いことに留意する。</p> <p><u>(注) 1 新設された金融機関等の支店、出張所等が当該新設の日の属する課税期間内に新たに作成する預貯金通帳等（新規の預貯金者に交付する新預貯金通帳等及び既預貯金者に改帳により交付する新預貯金通帳等）については、相当印紙を貼り付ける方法等他の納付方法により印紙税を納付しなければならないのであるから留意する。</u></p> <p><u>2 法第12条第1項の承認は、預貯金通帳等を作成しようとする場所の所在地ごとに与えるものであるから、金融機関等の支店、出張所等が新設された場合には、当該新設された日の属する課税期間の翌課税期間以後に当該新設された金融機関等の支店、出張所等において作成しようとする預貯金通帳等について新たに同項の承認を受けなければ、同条の規定は適用されないことに留意する。</u></p> <p>(金融機関等の支店、出張所等が統合された場合)</p> <p>第99条 同一種類の預貯金通帳等につき、法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の承認を受けている支店、出張所等と当該承認を受けていない支店、出張所等とが、当該承認を受けた日以後に統合された場合において、<u>当該統合の日から当該統合の日の属する課税期間の末日までに作成する預貯金通帳等については、次により取り扱う。</u></p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(注) <u>1 (1)のロ及び(2)のイの場合における預貯金通帳等については、相当印紙を貼り付ける方法等他の納付方法により印紙税を納付させ</u></p>	<p>なお、<u>新設された金融機関等の支店、出張所等が新たに作成する預貯金通帳等（新規の預貯金者に交付する新預貯金通帳等及び既預貯金者に改帳により交付する新預貯金通帳等）については、相当印紙をはり付ける方法等他の納付方法により印紙税を納付しなければならないのであるから留意する。</u></p> <p>(金融機関等の支店、出張所等が統合された場合)</p> <p>第99条 同一種類の預貯金通帳等につき、法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の承認を受けている支店、出張所等と当該承認を受けていない支店、出張所等とが、当該承認を受けた日以後<u>最初に到来する4月1日から翌年3月31日までの期間内に統合された場合</u>において、<u>統合後当該期間内に作成する預貯金通帳等については、次により取り扱う。</u></p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(注) (1)のロ及び(2)のイの場合における預貯金通帳等については、相当印紙を<u>はり</u>付ける方法等他の納付方法により印紙税を納付させるこ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ることとなるのであるから留意する。</p> <p><u>2 法第12条第1項の承認は、令第11条に掲げる預貯金通帳等の区分ごとに与えるものであるから、統合により存続する支店、出張所等が、同一種類の預貯金通帳等につき、法第12条第1項の承認を受けていない場合には、当該統合の日の属する課税期間の翌課税期間以後に当該統合により存続する支店、出張所等において作成しようとする預貯金通帳等について新たに同項の承認を受けなければ、同条の規定は適用されないことに留意する。</u></p> <p>(金融機関等が合併した場合)</p> <p>第100条 法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の規定による承認を受けている金融機関等が、当該承認を受けた日以後に他の金融機関等と合併した場合において、合併後存続する金融機関等又は合併により設立された金融機関等が合併により消滅する金融機関等の当該承認に係る預貯金通帳等を<u>当該合併の日の属する課税期間内において引き続き使用する</u>ときにおける当該預貯金通帳等については、合併後存続する金融機関等又は合併により設立された金融機関等が同条の規定による承認を受けている預貯金通帳等として取り扱う。</p> <p>なお、同項の規定による承認を受けている金融機関等と当該承認を受けていない金融機関等とが合併した場合において当該<u>合併の日から当該合併の日の属する課税期間の末日までに作成する預貯金通帳等</u>については、次により取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(注) <u>1</u> 法第12条の規定が適用されないこととなる預貯金通帳等については、相当印紙を<u>貼</u>り付ける方法等他の納付方法により印紙税を</p>	<p>こととなるのであるから留意する。</p> <p>(金融機関等が合併した場合)</p> <p>第100条 法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の規定による承認を受けている金融機関等が、当該承認を受けた日<u>以降最初に到来する4月1日から翌年3月31日までの期間内</u>に他の金融機関等と合併した場合において、合併後存続する金融機関等又は合併により設立された金融機関等が合併により消滅する金融機関等の当該承認に係る預貯金通帳等を<u>合併後も引き続き使用する</u>ときにおける当該預貯金通帳等については、合併後存続する金融機関等又は合併により設立された金融機関等が同条の規定による承認を受けている預貯金通帳等として取り扱う。</p> <p>なお、同項の規定による承認を受けている金融機関等と当該承認を受けていない金融機関等とが合併した場合において当該<u>合併後</u>に作成する預貯金通帳等については、次により取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(注) 法第12条の規定が適用されないこととなる預貯金通帳等については、相当印紙を<u>は</u>り付ける方法等他の納付方法により印紙税を納付</p>

改 正 後	改 正 前
<p>納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p><u>2 法第12条第1項の承認は、預貯金通帳等の作成者ごとに与えるものであるから、合併により設立された金融機関等は、当該合併の日の属する課税期間の翌課税期間以後に作成しようとする預貯金通帳等について新たに同項に承認を受けなければ、同条の規定は適用されないことに留意する。</u></p> <p><u>3 法第12条第1項の承認は、令第11条に掲げる預貯金通帳等の区分ごとに与えるものであるから、吸収合併により存続する金融機関等が、同一種類の預貯金通帳等につき、法第12条第1項の承認を受けていない場合には、当該吸収合併の日の属する課税期間の翌課税期間以後に当該吸収合併により存続する金融機関等が作成しようとする預貯金通帳等について新たに同項の承認を受けなければ、同条の規定は適用されないことに留意する。</u></p>	<p>しなければならないのであるから留意する。</p>
<p>(金融機関等が事業を譲渡した場合)</p> <p>第100条の2 法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の規定による承認を受けている金融機関等が、当該承認を受けた日以後に他の金融機関等に事業を譲渡した場合において、事業を譲り受けた金融機関等が事業を譲渡した金融機関等の当該承認に係る預貯金通帳等を<u>当該事業の譲受けの日の属する課税期間内において</u>引き続き使用するときにおける当該預貯金通帳等については、事業を譲り受けた金融機関等が同条の規定による承認を受けている預貯金通帳等として取り扱う。</p> <p><u>(注) 1</u> 当該事業を譲り受けた金融機関等が同項の規定による承認を受けていない場合には、事業を譲り受けた金融機関等が<u>当該事業の</u></p>	<p>(金融機関等が事業を譲渡した場合)</p> <p>第100条の2 法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の規定による承認を受けている金融機関等が、当該承認を受けた日以降最初に到来する4月1日から翌年3月31日までの<u>期間内</u>に他の金融機関等に事業を譲渡した場合において、事業を譲り受けた金融機関等が事業を譲渡した金融機関等の当該承認に係る預貯金通帳等を<u>事業の譲渡後も</u>引き続き使用するときにおける当該預貯金通帳等については、事業を譲り受けた金融機関等が同条の規定による承認を受けている預貯金通帳等として取り扱う。</p> <p><u>なお</u>、当該事業を譲り受けた金融機関等が同項の規定による承認を受けていない場合には、事業を譲り受けた金融機関等が<u>新たに</u>作成する預</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>譲受けの日から当該事業の譲受けの日の属する課税期間の末日までに作成する預貯金通帳等（新規の預貯金者に交付する新預貯金通帳等及び既預貯金者に改帳により交付する新預貯金通帳等）については、相当印紙を貼</u>り付ける方法等他の方法により印紙税を納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p><u>2 法第12条第1項の承認は、預貯金通帳等の作成者ごとに与えるものであるから、事業を譲り受けた金融機関等が同項の規定による承認を受けていない場合には、当該事業を譲り受けた金融機関等は、当該事業の譲受けの日の属する課税期間の翌課税期間以後に作成しようとする預貯金通帳等について新たに承認を受けなければ、同条の規定は適用されないことに留意する。</u></p> <p>（金融機関等が会社分割した場合）</p> <p>第100条の3 法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の規定による承認を受けている金融機関等が、当該承認を受けた日以降<u>に会社分割により金融機関等の業務の一部又は全部を承継させた場合において、会社分割により金融機関等の業務を承継した金融機関等（この条において「分割承継金融機関等」という。）が会社分割前の金融機関等（この条において「分割金融機関等」という。）の当該承認に係る預貯金通帳等を当該会社分割の日の属する課税期間内において引き続き使用するときにおける当該預貯金通帳等については、分割承継金融機関等が同条の規定による承認を受けている預貯金通帳等として取り扱う。</u></p> <p>なお、分割承継金融機関等が当該<u>会社分割の日から当該会社分割の日の属する課税期間の末日までに作成する預貯金通帳等については、次に</u></p>	<p>貯金通帳等（新規の預貯金者に交付する新預貯金通帳等及び既預貯金者に改帳により交付する新預貯金通帳等）については、相当印紙を<u>はり</u>付ける方法等他の方法により印紙税を納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>（金融機関等が会社分割した場合）</p> <p>第100条の3 法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の規定による承認を受けている金融機関等が、当該承認を受けた日以降<u>最初に到来する4月1日から翌年3月31日までの期間内に分割して金融機関等の業務の一部又は全部を承継させた場合において、会社分割により金融機関等の業務を承継した金融機関等（この条において「分割承継金融機関等」という。）が分割前の金融機関等（この条において「分割金融機関等」という。）の当該承認に係る預貯金通帳等を会社分割後も引き続き使用するときにおける当該預貯金通帳等については、分割承継金融機関等が同条の規定による承認を受けている預貯金通帳等として取り扱う。</u></p> <p>なお、分割承継金融機関等が当該<u>会社分割後に作成する預貯金通帳等については、次により取り扱う。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>より取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(注) <u>1 法第12条の規定が適用されないこととなる預貯金通帳等については、相当印紙を貼り付ける方法等他の納付方法により印紙税を納付しなければならないのであるから留意する。</u></p> <p><u>2 法第12条第1項の承認は、預貯金通帳等の作成者ごとに与えるものであるから、分割承継金融機関等は、当該分割の日の属する課税期間の翌課税期間以後に作成しようとする預貯金通帳等について新たに同項の承認を受けなければ、同条の規定は適用されないことに留意する。</u></p> <p><u>3 法第12条第1項の承認は、令第11条に掲げる預貯金通帳等の区分ごとに与えるものであるから、分割承継金融機関等が、同一種類の預貯金通帳等につき、法第12条第1項の承認を受けていない場合には、当該分割の日の属する課税期間の翌課税期間以後に分割承継金融機関等が作成しようとする預貯金通帳等について新たに同項の承認を受けなければ、同条の規定は適用されないことに留意する。</u></p> <p>非課税文書</p> <div data-bbox="143 1206 1113 1257" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</p> </div> <p>(独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書の範囲)</p> <p>4 非課税文書の表の「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律</p>	<p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(注) 法第12条の規定が適用されないこととなる預貯金通帳等については、相当印紙を<u>はり</u>付ける方法等他の納付方法により印紙税を納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>非課税文書</p> <div data-bbox="1142 1206 2112 1257" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</p> </div> <p>(独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書の範囲)</p> <p>4 非課税文書の表の「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律</p>

改正後	改正前
<p>第94号) 第13条第1項第1号《業務の範囲》に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書」とは、独立行政法人日本学生支援機構の行う学資の貸与に関する文書に限られるのであつて、都道府県、市町村等が高等学校、大学等の生徒、学生等を対象として育英資金を貸し付ける場合に作成する文書を含まない。</p> <p>(注) 都道府県、市町村等が高等学校、大学等の生徒、学生に対して無利息で学資資金を貸し付ける場合に作成する第1号の3文書(消費貸借に関する契約書)に該当する文書については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第91条の3</u>《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》の規定の適用がある場合には、当該規定に定めるところによるのであるから留意する。</p>	<p>第94号) 第13条第1項第1号《業務の範囲》に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書」とは、独立行政法人日本学生支援機構の行う学資の貸与に関する文書に限られるのであつて、都道府県、市町村等が高等学校、大学等の生徒、学生等を対象として育英資金を貸し付ける場合に作成する文書を含まない。</p> <p>(注) 都道府県、市町村等が高等学校、大学等の生徒、学生に対して無利息で学資資金を貸し付ける場合に作成する第1号の3文書(消費貸借に関する契約書)に該当する文書については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第91条の2</u>《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》の規定の適用がある場合には、当該規定に定めるところによるのであるから留意する。</p>